

生活保護基準の検証について

厚生労働省社会・援護局保護課

- 1 生活扶助基準の水準検証方針について ・ ・ ・ ・ p 2
- 2 生活扶助基準の体系検証方針について ・ ・ ・ ・ p 7
- 3 生活扶助基準の級地検証方針について ・ ・ ・ ・ p 9

論点1：集計対象世帯の属性

前回の検証時の方法

『夫婦と20歳未満の子1人(有業者あり)』の一般低所得世帯(年間収入階級第1・十分位)を対象に、その消費支出(生活扶助相当)や、仮に当該世帯が生活保護を受給した場合の生活扶助基準額を集計した。

今回の検証に向けての論点

集計対象となる世帯の属性について、以下のような観点から、前回検証時のものから特段変更する必要があるか。

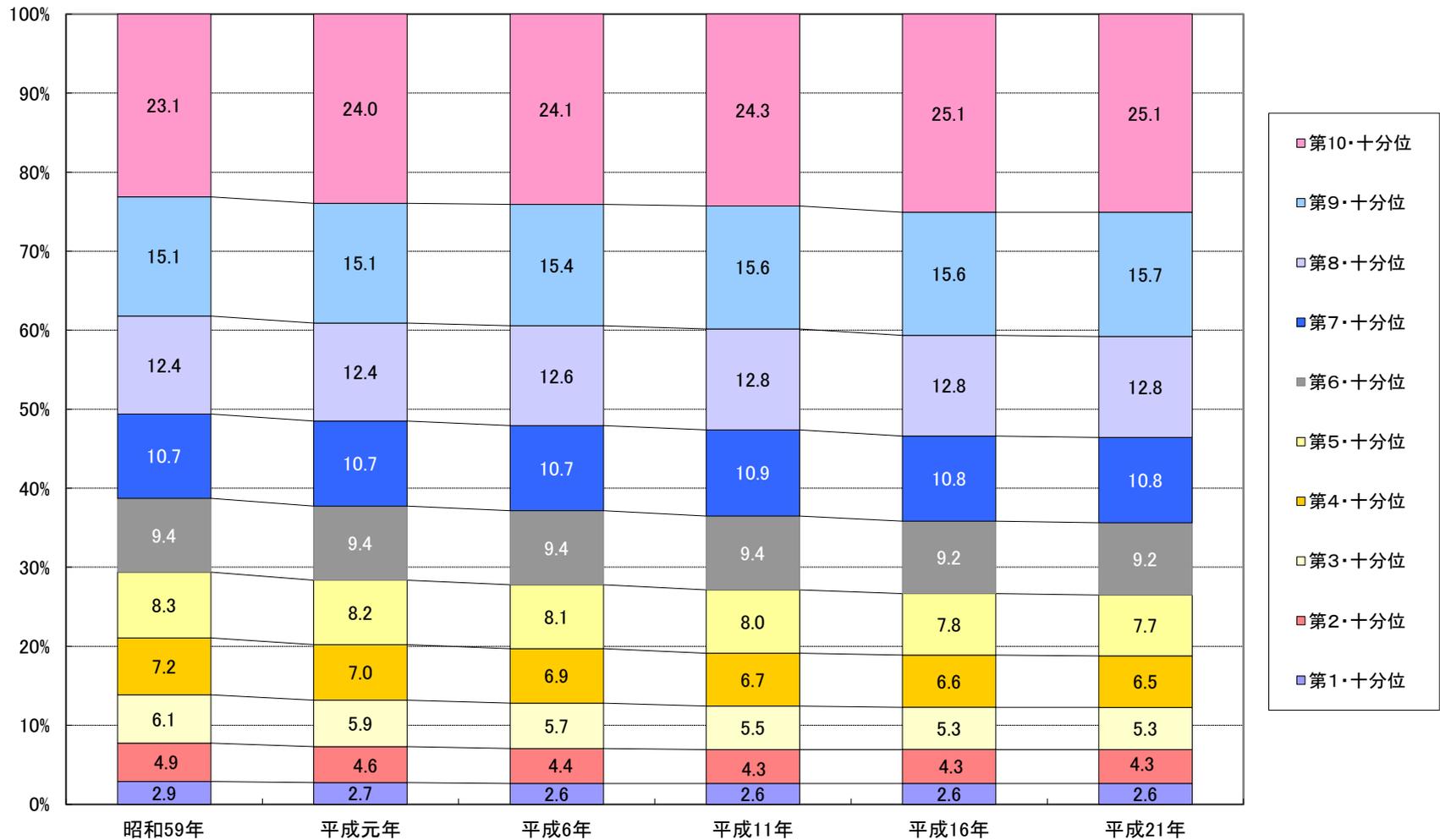
- ① 直近においても夫婦と子からなる世帯類型が高い割合を占めている。[3頁参照]
- ② 仮に世帯が生活保護を受けることを想定する場合に、生活保護制度では18歳以上の子の大学進学費用までは給付対象としていない。
- ③ 一般低所得世帯には有業者のいない世帯も含まれる。
- ④ 高い所得分位に属する世帯の所得の割合がやや増加傾向にはあるものの、所得第1・十分位階級に属する世帯の所得が全体に占める割合は比較的安定して推移している。[4頁参照]

《一般世帯の類型別構成の状況》

		A 親族のみの世帯																B 非親族を 含む世帯	C 単独世帯	
		総数	I 核家族世帯				II 核家族以外の世帯													
			総数	(1) 夫婦のみ の世帯	(2) 夫婦と子 供から成る 世帯	(3) 男親と子 供から成る 世帯	(4) 女親と子 供から成る 世帯	(5) 夫婦と両 親から成る 世帯	(6) 夫婦とひと り親から成 る世帯	(7) 夫婦、子 供と両親 から成る世 帯	(8) 夫婦、子 供とひと り親から成 る世帯	(9) 夫婦と他 の親族 (親、子供 を含ま ない)から 成る世帯	(10) 夫婦、子供 と他の親 族(親を含ま ない)から 成る世帯	(11) 夫婦、親と 他の親族 (子供を含ま ない)から 成る世帯	(12) 夫婦、子 供、親と他 の親族か ら成る世 帯	(13) 兄弟姉妹 のみから 成る世帯	(14) 他に分類 されない 世帯		若年者 (65歳 未満)	高齢者 (65歳 以上)
構成割合 (%)	平成22年	66.6	56.3	19.8	27.9	1.3	7.4	0.4	1.4	1.8	2.9	0.2	0.8	0.2	0.7	0.6	1.1	0.9	21.7	9.2
	平成17年	70.0	57.9	19.6	29.9	1.3	7.1	0.5	1.5	2.4	3.7	0.3	0.8	0.2	0.8	0.6	1.2	0.5	21.6	7.9
	平成12年	72.0	58.4	18.9	31.9	1.2	6.5	0.5	1.5	3.1	4.5	0.3	0.8	0.3	1.0	0.6	1.1	0.4	21.1	6.5
	平成7年	74.1	58.7	17.4	34.2	1.1	6.0	0.5	1.5	3.9	5.3	0.3	0.8	0.3	1.2	0.6	1.1	0.3	20.6	5.0
	平成2年	76.7	59.5	15.5	37.3	1.0	5.7	0.5	1.4	4.5	6.0	0.3	0.8	0.3	1.6	0.6	1.1	0.2	19.1	4.0
	昭和60年	79.0	60.0	13.7	40.0	0.9	5.4	0.5	1.3	5.0	6.9	0.3	0.9	0.4	2.0	0.5	1.2	0.2	17.7	3.1
	昭和55年	84.6	63.3	13.1	44.2	0.9	5.1	0.6	1.2	5.1	7.7	0.3	1.0	0.5	2.5	0.6	1.2	0.2	13.3	2.4
平均世帯人員(H22)		3.1	2.9	2.0	3.6	2.3	2.4	4.0	3.0	5.9	4.7	3.2	4.7	5.4	6.8	2.1	3.4	2.5	1.0	1.0

資料: 国勢調査 (H22の単独世帯は年齢不詳(1.4%相当分)を除く)

所得十分位階級別 2人以上世帯の等価年収の構成割合の推移



資料:全国消費実態調査

論点2：生活保護受給世帯と考えられるサンプルの取扱い等

前回の検証時の方法

生活保護受給世帯と考えられる世帯は除去した。特異なサンプルについて除去することは特段行っていない。

今回の検証に向けての論点

(1) 生活保護受給世帯と考えられるサンプルの取扱い

全国消費実態調査のデータには、生活保護受給世帯と考えられるサンプルも含まれると考えられる。生活扶助基準の検証は、一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準額の比較を行う趣旨であるが、前回と同様に、生活保護受給世帯と考えられる世帯をサンプルから除去する方針で差し支えないか。

(2) その他

次のような観点から、サンプルの取扱いについてどう考えるか。

① 【季節性の観点】

全国消費実態調査のデータは、調査対象月が9～11月（単身世帯は10～11月）のものであり、1年間の平均値ではない。

② 【統計上の外れ値の観点】

年収等が平均から大幅に乖離するサンプルが含まれていることがあり得る。

論点3：検証結果の解釈等

前回の検証時の方法

一般低所得世帯の消費水準と、仮に当該世帯が生活保護を受給した場合の生活扶助基準額の差は、当時の基準額と一般低所得世帯の消費実態の差であるとした。

今回の検証に向けての論点

- (1) 集計対象とした世帯の消費水準と生活扶助基準額に差があるとすれば、以下のような要因によると思われるのではないか。
 - ① 生活扶助基準の体系(世帯人員数による規模の経済性(=スケールメリット)や、年齢に応じた消費水準)と消費実態に差があること [詳細は7頁参照]
 - ② 生活扶助基準額の級地間格差と消費実態の級地間格差に差があること [詳細は9頁参照]
 - ③ 体系又は級地以外の要因
- (2) この検証の結果をふまえて、水準のあり方について検討してはどうか。

論点：検証方針

前回の検証時の方法

年間収入階級第1～3・五分位の世帯のデータを用いて、次の検証を行った。

(1) 世帯人員別の生活扶助基準額の検証

〔 ・消費実態のスケールメリット
・生活扶助基準額のスケールメリット 〕 を比較。

(2) 年齢別の生活扶助基準額の検証(単身世帯)

〔 ・60歳代の消費実態を1とした場合の他の年齢の消費実態の水準
・60歳代の生活扶助基準額を1とした場合の他の年齢の生活扶助基準額の水準 〕 を比較。

今回の検証に向けての論点

(1) 消費実態と基準体系に差がないかどうかの検証手法として次のようなものがあり得るのではないか。

- ① 直近の消費実態データに基づき、『年齢別の第1類相当費』、『世帯人員数別の第1類相当費』及び『世帯人員数別の第2類相当費』の水準を算出し、生活扶助基準額のスケールメリットや生活扶助基準額の年齢別水準と比較する方法。(前回の検証と同様の方法)

※ この方法をとる場合、子どもの消費水準をどう計測するかが課題となる。

論点：検証方針

今回の検証に向けての論点（続き）

- ② 様々な世帯構成について、世帯の人員数と年齢構成の両方の要素を同時に勘案した消費実態を算出し、その結果と当該世帯構成に対応する生活扶助基準額を比較する方法。
(例えば、同じ世帯主が30歳代である2人世帯であっても、世帯主以外の世帯員が10歳未満の場合と20歳代の場合では消費全体としてのスケールメリットが異なり得ることを考慮する。)

※ この方法をとる場合、区分を細かくしてクロス集計するとサンプル数が不足する恐れがある等の課題がある。

※ このような課題に対応するための統計的な処理をするという考え方がある。

- (2) この検証の結果をふまえて、展開の方法等について検討してはどうか。

論点：検証方針

前回の検証時の方法

年間収入階級第1～3・五分位等の世帯のデータを用いて、

- ・各級地間の「1人あたり消費実態の格差」と、
- ・各級地間の「1人あたり生活扶助基準額の格差」を比較した。

(なお、「1人あたり生活扶助相当支出」を算出する際には、世帯の消費支出を世帯人員数の平方根で割って算出し、また、平均値を算出する際には、世帯数をウェイトとして加重平均をした。)

今回の検証に向けての論点

(1) 「生活扶助基準額の級地間格差」と「消費実態の級地間格差」に差がないかどうかの検証手法として前回の検証時と同様の方法をとることについてどう考えるか。

※ 前回の検証時と同様の方法をとる場合、等価尺度(世帯単位の値から1人あたり単位の値へ変換するための尺度。)や平均値を算出する際のウェイトは何を用いるか等の課題がある。

(2) この検証の結果をふまえて、基準の級地間格差のあり方について検討してはどうか。